

中国の食品安全制度

— 食品安全に関する中国の現状と取組 —

平成24年10月2日

河原昌一郎

農林水産政策研究所

1

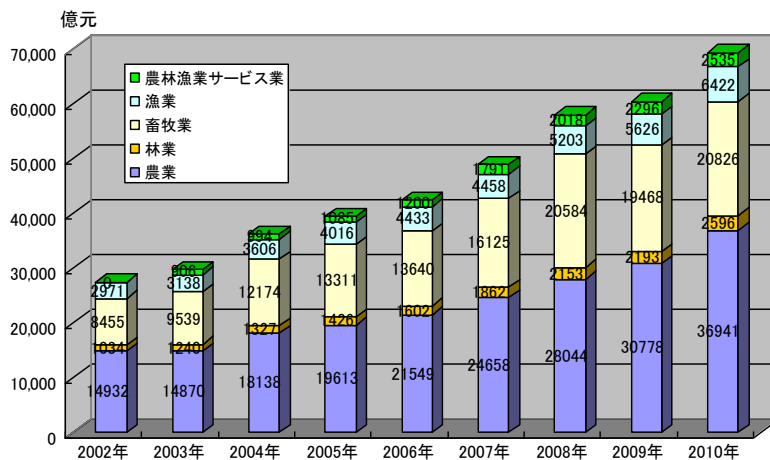
内容

- I 中国の食品をめぐる一般的状況
- II 中国の食品安全の現状
- III 中国の食品安全への取組と食品安全法制定の経緯
- IV 食品安全法の内容
- V 食品安全制度の実施・検査体制
- VI 中国の食品安全の課題

2

I 中国の食品をめぐる一般的状況

中国の農業生産高の推移

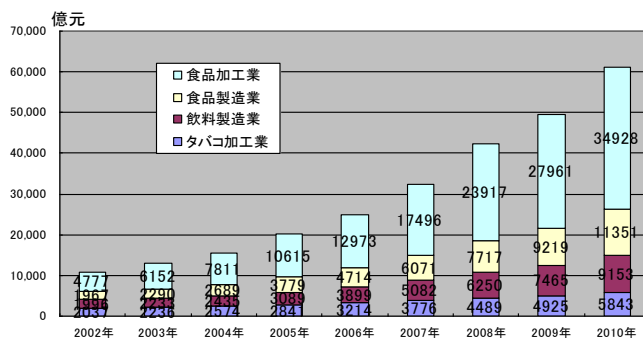


農林牧漁業生産高(名目)の推移
資料:中国統計年鑑各年

中国の食品工業の推移

○2002年に中国の食品工業生産額は1兆元を超える。

○その後8年間で中国の食品工業生産額は約6倍に増加。



中国の食品工業生産額の推移

資料：中国統計年鑑各年

注：(1)年商500万元以上の企業を対象とした集計値

(2)①「食品加工業」…食糧及び飼料加工業、植物油加工業、製糖業、と殺及び肉類卵類加工業、水産品加工業、塩加工業、その他の食品加工業

②「食品製造業」…菓子製造業、乳製品製造業、缶詰食品製造業、発酵製品業、調味品製造業、その他の食品製造業

③「飲料製造業」…アルコール及び飲料酒製造業、ソフト飲料製造業、製茶業、その他の飲料製造業

④「タバコ加工業」…タバコ葉乾燥業、巻きタバコ製造業、その他のタバコ加工業

5

食品工業による主要食品生産量

食品工業による主要食品生産量 単位：万トン

食品	2000年	2005年	5年累計 増加率 (%)	年平均増 加率(%)
小麦粉	2,759	3,922	42.2	7.3
食用植物油	837	1,612	92.6	14
肉類	6,125	7,743	26.4	4.8
うち肉製品	407	850	108.8	15.9
乳製品	208	1,310	5.3倍	44.5
うち液体ミルク	125	1,146	8.2倍	55.8
インスタント食品	250	458	83.2	12.9
缶詰	178	360	102.2	15.1
ソフト飲料	1,491	3,380	126.7	17.8
ビール	2,231	3,062	37.2	6.5
砂糖	700	904	29.1	5.2

資料：食品工業「11期5カ年計画」発展綱要

6

中国食品工業の経済性

○食品加工業、食品製造業は**費用利潤率が低く**、競争が激しいことを示唆。
ただし、近年は改善。

食品工業の費用利潤率の推移 単位: %

	1998年	2000年	2002年	2004年	2006年	2008年	2010年
全工業平均	2.35	5.56	5.62	6.52	6.74	6.61	8.31
食品加工業	-0.89	2.01	2.62	3.12	4.76	5.53	7.23
食品製造業	0.82	4.22	4.75	5.20	6.42	7.17	10.04
飲料製造業	5.21	6.68	7.31	8.02	8.80	10.44	12.43
タバコ加工業	16.66	18.11	20.59	29.99	32.46	41.50	33.04

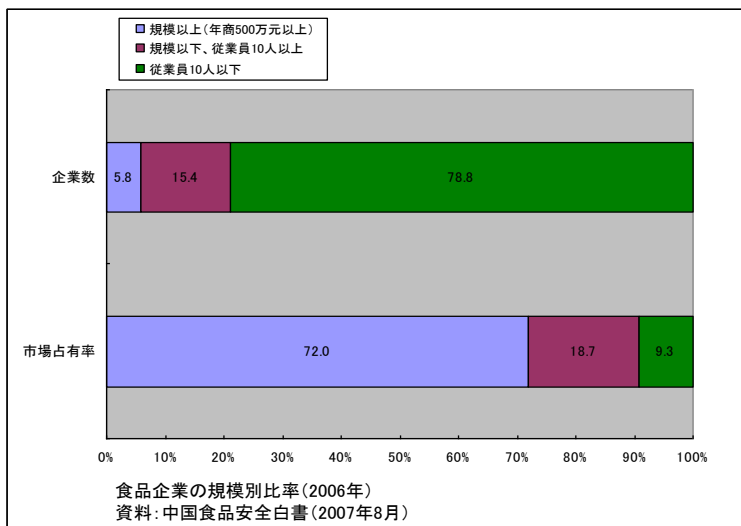
資料：中国統計年鑑各年

注. (1) 年商500万元以上の企業を対象としたもの。

(2) 食品工業の分類は前図に同じ。

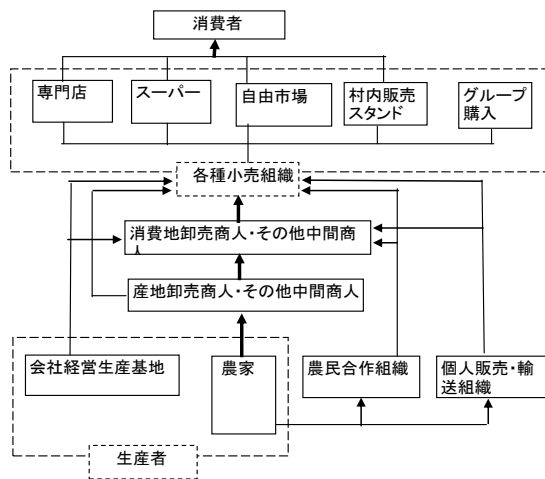
7

食品企業の規模別比率



8

中国国内の食用農産物の流れと流通組織



中国国内の食用農産物の流れと流通組織
 資料: 李銅山(2009)『食用農産品安全研究』p.55
 注: (1)一部修正して掲載
 (2)矢印は農産物の流れ

9

中国の小売組織

形態別小売チェーン・ストアの現状(2010年)

	販売店数 (店)	商品販売額 (億元)
コンビニ	14,202	247
スーパー	32,818	2,767
大型スーパー	6,322	2,919
百貨店	4,239	2,672
専門店(含ガソリン・スタンド)	84,678	17,233
フランチャイズド・ストア	27,641	1,073
その他	6,892	475
合計	176,792	27,385

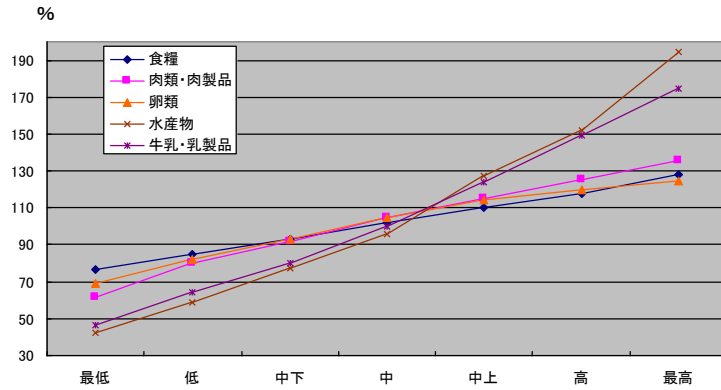
資料: 中国統計年鑑

注. 小売店のうちチェーン店方式をとっているものを対象。

10

中国都市住民の階層別食品支出格差

○都市住民の食料消費支出には水産物、牛乳・乳製品で大きな所得階層格差



階層別食品支出格差(2010年)

資料: 中国統計年鑑

注. 支出格差(%) = 各階層支出額/平均支出額 × 100

11

II 中国の食品安全の現状

12

食品安全に対する住民意識

食品安全に対する中国都市住民の意識(1)

事項	比率
○中国の食品安全状況に不満	57.8%
○食品の安全を判断する手段	
・ブランド(知名度)	約40%
・食品外観または表示	20~30%
○市場への信頼度	
・スーパーマーケットは比較的安全	約90%
・コンビニは比較的安全	46.9%
・一般市場は比較的安全	26.9%
○食品安全で最も心配する問題	
・偽物食品	22.5%
・添加物違法使用	18.4%
・食品の品質保持期限超過、変質	17.6%
・残留農薬、虚偽広告、加工環境不衛生	それぞれ約10%

資料: CNAnews2009年3月4日

注: (1) 中国零時研究諮問集団・ソープ新聞センターの2009年2月実施調査結果による。

(2) 北京、上海、広州の市民に対する調査
(3) 複数回答

食品安全に対する中国都市住民の意識(2)

事項	比率
○食の安全問題について	
・失望している	71%
・問題はあるが解決できる	29%
○食品安全で最も心配する問題	
・添加物違法使用	38%
・残留農薬	36%
○食の安全問題が起きる直接的な原因	
・業者の利益追求主	—
・監督不行届	—

資料: 毎日中国経済2011年8月26日

注: 中国国家统计局黒竜江省ハルビン調査チームのハルビン市民200人を対象とした調査による。

13

食品衛生サンプル検査結果

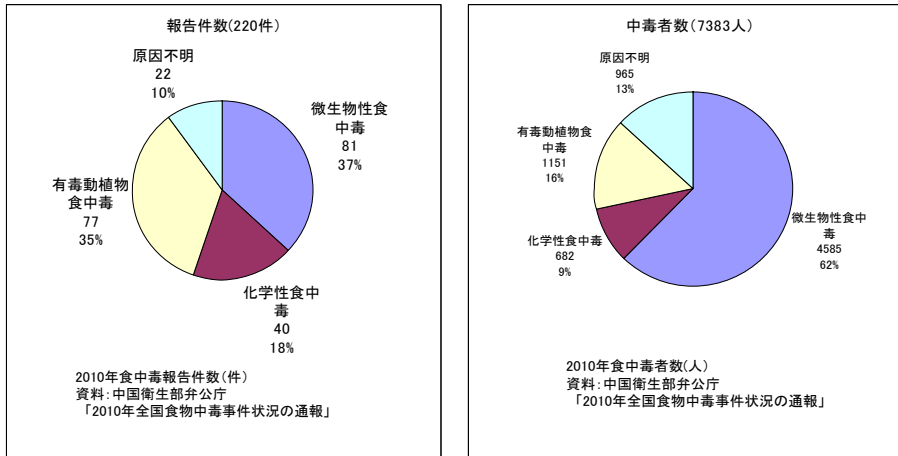
食品衛生サンプル検査結果(2008年)

	合計		生産加工業		流通・飲食サービス	
	検査件数	合格率(%)	検査件数	合格率(%)	検査件数	合格率(%)
合計	1,150,766	91.6	321,089	92.6	829,677	91.2
食糧・その製品	96,732	94.0	36,169	95.0	60,563	93.5
肉・肉製品	175,667	87.6	50,316	89.6	125,351	86.8
ミルク・乳製品	42,585	94.0	9,899	93.2	32,686	94.2
卵・卵製品	16,706	93.5	6,989	92.6	9,717	94.2
砂糖・糖菓子	26,100	95.6	9,177	94.4	16,923	96.2
冷凍飲料	37,882	91.3	10,563	89.4	27,319	92.0
ソフト飲料	58,145	93.0	14,304	89.6	43,841	94.2
酒類	56,296	97.8	21,435	97.2	34,861	98.1
燻製食品	124,595	92.5	62,537	93.1	62,058	91.9
水産品	20,185	94.0	5,084	92.8	15,101	94.4
豆製品	34,316	90.5	16,098	90.6	18,218	90.3
調味品	60,922	94.5	12,194	93.0	48,728	94.9
果菜製品	19,468	93.7	4,630	91.9	14,838	94.3
缶詰	12,964	96.8	3,778	98.0	9,186	96.2
茶葉	15,483	97.3	5,114	97.6	10,369	97.1
食用油脂	48,893	95.8	12,120	95.5	36,773	95.9
味噌漬菜	19,279	92.2	6,981	91.7	12,298	92.5
乳幼児食品	11,792	96.0	1,186	93.8	10,606	96.2
保健食品	11,020	95.8	2,471	94.9	8,549	96.1
新資源食品	387	94.8	152	92.8	235	96.2
食品添加物	6,856	95.8	2,041	96.8	4,815	95.4
その他	254,493	87.5	27,851	90.6	226,642	87.2

資料: 中国衛生年鑑

14

中国での食中毒事件発生状況



15

食用農産物汚染状況

中国国内での食用農産物汚染状況

	汚染源	検出状況	影響・措置
畜禽肉	飼料添加物(塩酸クレンブテロール)、動物用医薬品残留、動物疾病、重金属	禁止飼料添加物検出、動物用医薬品超過残留	急性中毒、外国輸入禁止措置、国内販売禁止
水産物	動物用医薬品・抗生物質残留、飼料・食品添加物残留、病原微生物、寄生虫、毒素	動物用医薬品超過残留、抗生物質検出	外国輸入禁止措置
野菜	農薬残留(有機リンほか)、重金属	高毒農薬検出、農薬超過残留	食品中毒、外国輸入禁止措置
コメ	農薬残留、重金属、鉱物油	農薬超過残留	健康に影響
果物	農薬残留(有機リン、膨張剤、防腐剤)、重金属、病原微生物	高毒農薬検出、農薬超過残留	外国輸入禁止措置
茶葉	重金属(鉛)、農薬残留	重金属検出、農薬超過残留	外国輸入禁止措置
林産物	農薬残留	高毒農薬検出	急性中毒、国内販売禁止
キノコ	ホルムアルデヒド、農薬残留	ホルムアルデヒド・農薬超過残留	外国輸入禁止措置
蜂蜜	抗生物質・動物用医薬品残留、農薬残留、重金属	動物用医薬品・農薬超過残留、重金属・抗生物質検出	外国輸入禁止措置

資料: 李銅山(2009)『食用農産物安全研究』p.53

16

農業生産環境の汚染

農業生産環境の汚染

事項	面積
重金属汚染耕地	2000万ha
農薬汚染耕地	900万ha
汚水灌漑汚染耕地	216.67万ha
大気汚染耕地	533.33万ha
個体廃棄物堆積・毀損耕地	13.33万ha

資料: 李銅山(2009)『食用農産品安全研究』p.87

参考: 中国の2008年末の耕地総面積は1億2172万ha(中国統計年鑑)

○広範なコメのカドミウム汚染

中国のコメの10%が基準値を超えたカドミウム汚染米

特に湖南、江西省等のインディカ米で深刻

○コメについては、土壌汚染により、カドミウム、銅、亜鉛の複合汚染、内陸部の水銀汚染も指摘されている。

(資料: 国際金融報2011年2月16日)

○深刻な河川水の汚染

中国の河川水の70%が工場廃水等によって汚染されている。

うち40%は「基本的に使用できない状態」。都市部を流れる川の95%は「重度の汚染状態」

(資料: サーチナ2011年5月27日)

17

社会的影響の大きい食品事件の事例

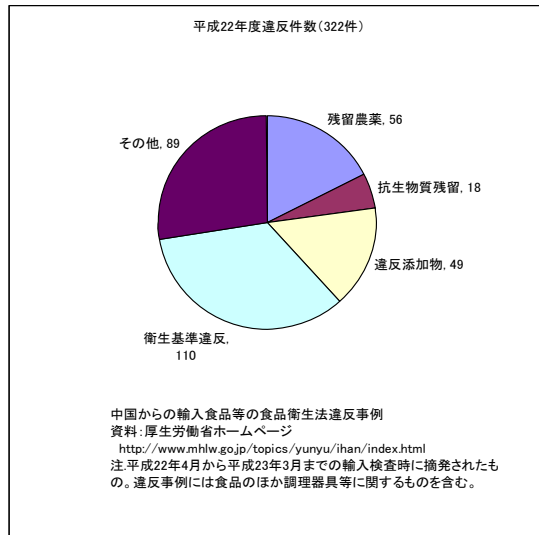
中国の食品事件の例

事件名	内容	危害・影響	動機
地溝油(ゴミ油)	下水溝または排水溝にたまった脂っこい浮遊物(ホテルやレストランの残飯等に含まれる。)に簡単な加工処理をほどこし、抽出してできた油。	ヤミルートで食品生産工場、加工業界、屋台等に流通、使用。食中毒(消化管粘膜の破壊等)、発ガン性等。	ヤミ拠点での製造、販売による巨大な利益。レストラン等にとっても「油さらい業者」は好都合。
肉赤身化剤〔瘦肉精〕	豚肉では脂身肉より赤身肉のほうが高価なため、出荷前の10~20日間に肉赤身化剤(化学名:塩酸クレンブテロール)を使用。赤身肉タイプの豚の飼養はコストがかかるため、利益は大きい。	広東省を中心に広範囲に中毒事件が発生。呼吸困難、動悸、重症の場合死亡することもある。	脂身肉を簡便な方法で赤身肉にすることの大きな利益。
注水肉	重量の増加のために出荷前に水が注入された食肉(豚肉、牛肉等)。重量は10数kg増加する(豚の場合)が、外観上はほとんど区別がつかない。	不衛生な水を用いるため、食中毒を起こしやすい。全国的に広範囲に発生。	コストのほとんどかからない方法で重量を増加させることによる直接的な利益。
人毛醤油	理髪店等から集めた毛髪から業者がアミノ酸を抽出して醤油メーカーに販売。醤油メーカーはアミノ酸母液として醤油の製造に利用。形式的には醸造醤油の品質検査基準に達する。	人の毛髪には、ヒ素、鉛等が含まれるため、人体に有害。また、不衛生で発ガン性もある。広範囲に流通。	毛髪からアミノ酸を抽出する業者は利益が大きい。醤油メーカーも安価な醤油の製造が可能。
メラミン混入粉ミルク	生乳を水で薄めて増量した後、メラミンを混入して窒素含量を増加させる。窒素含量で測定されるタンパク質含量を偽ることができる。	中国衛生部は2008年12月1日にメラミン混入粉ミルクで泌尿器に影響を受けた乳幼児は約30万人と発表。メラミンは飼料にも広範囲に混入。	増量とタンパク質含量を偽ることによる直接的な利益。

資料: 各種新聞記事等から作成。

18

中国からの違反輸入食品の状況



19

Ⅲ 中国の食品安全への取組と食品安全法制定の経緯

20

中国の食品安全制度の進展

- 社会主義計画経済時は食料の供給保証が主要な政策目的
食品衛生に関する制度的整備は遅れる。
- 1982年に食品衛生法(試行)を制定
同法に基づき各種衛生管理方法等の整備が順次進められる。
- 1995年に食品衛生法の制定・実施
食品衛生に関する基本法の成立
各種衛生管理方法、衛生基準の制定・整備
- 2000年前後に食品安全に関する世界的な関心の高まり
 - ・アメリカ「大統領食品安全計画」(1997年)
 - ・EU「食品安全白書」(2000年)
 - ・日本は中国産ハウレンソウの輸入禁止(2002年)
→食品安全について中国も積極的な取組を開始
- 2003年3月に国家食品医薬品監督管理局を設置
 - ・同年7月、「食品安心工程」の公表
 - ・同年8月、「食品安全行動計画」の公表

21

中国の食品安全制度整備の基本的目的と背景

中国の公衆の身体の安全および健康の確保を図るとともに、食品安全を通じて農業、食品産業の振興、社会・経済の発展(「小康社会」の実現)をめざす。

- ①公衆の健康水準の向上
 - 食料の生産、流通過程の複雑化
 - 食品の安全管理の必要性が増加
- ②就業の促進と農民収入の向上
 - ・都市化の進展とともに食品の品質に対する要求が高度化
 - 食品安全の確保が農業、食品産業発展の条件
- ③食品産業の国際競争力の強化
 - ・中国の食品輸出の増加のためには各国の求める食品安全基準を満たすことが必要。「緑色貿易障壁」には不満。
 - この障壁を乗り越えるために食品安全水準の向上が必要

22

食品衛生法以外の食品安全関係主要法令の制定状況

- ・「動物用医薬品管理条例」(1987年5月)
- ・「輸出入動植物検疫法」(1991年10月)
- ・「農薬管理条例」(1997年5月)
- ・「生豚屠殺管理条例」(1997年12月)
- ・「飼料および飼料添加物管理条例」(1999年5月)
- ・「製品品質法」(2000年9月)
- ・「輸出入商品検査法」(2002年4月)
- ・「水産養殖品質安全管理規定」(農業部2003年7月)
- ・「食品生産加工企業品質安全監督管理実施細則(試行)」(質検総局2005年8月)
- ・「農産物品質安全法」(2006年4月)
- ・「流通領域食品安全管理方法」(商務部2007年1月)
- ・「食品等製品の安全監督管理の強化に関する特別規定」(國務院2007年7月)

23

国家食品薬品安全第11期5カ年計画

- ・国家食品薬品安全第11期5カ年計画(2007年4月17日 國務院 弁公庁)

基本目標・・「第11期5カ年計画」の末期に食品安全保障体系を基本的に確立すること。

- ① 食品安全情報・監督観測システムがカバーする範囲を90%以上とする。
- ② 大中都市卸売り市場、大型農産物交易市場およびスーパーマーケットでの生鮮農産物の抜取検査の品質安全合格率を95%以上とする。
- ③ 重大食品安全事故の処理率を100%とする。
- ④ 食品回収のカバー率を80%以上とする。
- ⑤ 食品生産企業に対する全国特定項目検査のカバー率を90%以上とする。

24

食品安全法制定経緯

- ・2004年7月 国務院第59回常務会議(食品衛生法改正の検討開始)
- ・2005年9月に中米食品安全専門家会議を開催
- ・2005年全人代および2007年全人代において、それぞれ30名および445名の全人代代表が「食品安全法」の制定を求める議案を提出
- ・2005年11月および2007年4月に全人代教科文衛委員会は食品衛生法改正の座談会を開催
- ・2007年に「食品衛生法(修正草案)」を「食品安全法(草案)」と名称変更
 - * 外国での名称を参考にしつつ、食品衛生を含めた食品安全全分野における基本法としての性格を明確にする。
- ・2007年12月から全人代常務委員会は「食品安全法草案」の審議を開始。
- ・2008年4月から「食品安全法草案」についてのパブリックコメントを募集。1万件を超える意見が提出。
- ・2009年2月28日、「食品安全法」が全人代常務委員会で議決。
同年6月1日、同法施行。
- ・2009年7月8日、食品安全法実施条例の公布、施行。
- ・2010年2月6日、国務院食品安全委員会の設立。

25

社会的事件への食品安全法での対応

主要な社会的事件	対応措置(条項)	内 容
○阜陽粉ミルク事件(2004年) ○メラミン混入粉ミルク事件(2008年) ○蒙牛OMP事件(2009年)	検査免除制度廃止(第60条)	食品安全監督管理機関は検査を免除することができないことを規定。検査免除を受けていた食品企業が食品安全事件を起こしたことに対応。2008年9月18日付け国務院指示(検査免除制度の廃止)を法定化したもの。
	全行程監督(第5条)	農業生産や食品加工といった既存の行政分野にはない分野(たとえばミルク・ステーション等)の監督が不十分だったことに対応したもの。県クラス以上の政府は食品の全分野の監督について統一的な責任を負う。
	回収義務制度(第53条)	問題食品が直ちに回収されず、被害・影響が全国的に広範囲に及んだことに対応したもの。食品安全に問題のある製品の回収を食品生産経営者に義務付け、回収を怠っている食品生産経営者には監督管理機関が回収を命令することができる。命令に従わない場合には罰則がある。

注. 条項は食品安全法のもの。

26

IV 食品安全法の内容

27

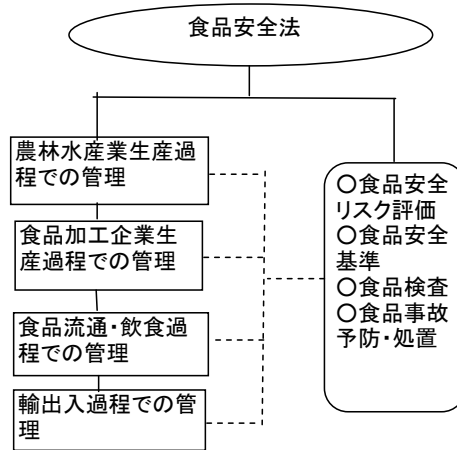
食品安全法の構成

食品安全法の構成		
食品安全法		食品衛生法の対応
章	内容	
第一章	総則(全10条)	第1～5条
第二章	食品安全リスクの観測および評価(全7条)	(対応なし)
第三章	食品安全基準(全9条)	第14～16条
第四章	食品生産経営(全30条)	第6～10条、第11条、第12～13条、第17～31条
第五章	食品検査(全5条)	第36条
第六章	食品輸出入(全5条)	第30～31条
第七章	食品安全事故・処置(全6条)	(対応なし)
第八章	監督管理(全8条)	第33～38条
第九章	法律責任(全15条)	第39～53条
第十章	附則	附則
(全104条)		(全57条)

資料: 王艶林主編(2009)『中華人民共和国食品安全法実施問題』p.30から作成

28

食品安全制度の枠組み

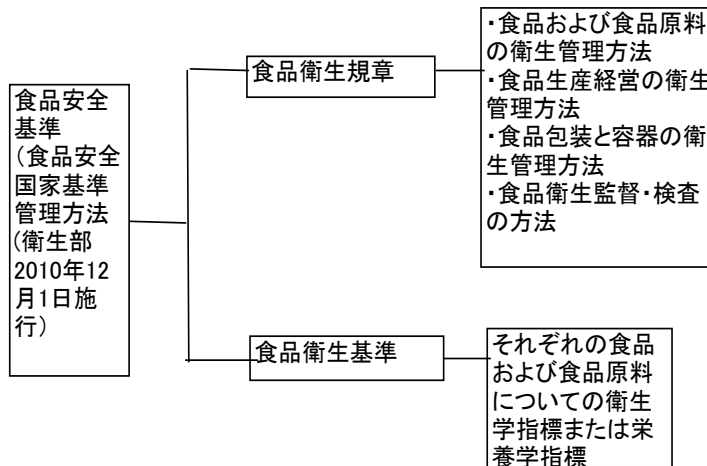


食品安全法 (2009年2月28日全人代常務委員会議決。同年6月1日施行)

29

食品安全基準

食品安全法第3章



30

農林水産業生産過程での管理

食品安全法35条

一農薬、肥料、飼料等の適正使用義務。生産記録の義務付け。

- ・「農業法」(1993年7月2日全人代常務委員会議決。2002年12月28日同修正議決。)
- ・「農産物品質安全法」(2006年4月29日全人代常務委員会議決)
- ・「農薬管理条例」(国務院1997年5月8日公布)
- ・「農薬制限使用管理規定」(農業部2002年6月28日公布)
- ・「生豚屠殺管理条例」(国務院1997年12月19日公布)
- ・「生豚屠殺管理条例実施方法」(国内貿易部1998年2月18日公布)
- ・「飼料および飼料添加物管理条例」(国務院1999年5月29日公布)
- ・「獣薬管理条例」(国務院1987年5月21日公布)
- ・「獣薬管理条例実施細則」(農業部1998年1月5日公布)
- ・「水産養殖品質安全管理規定」(農業部2003年7月24日公布)

31

食品加工企業生産過程での管理

食品安全法第4章「食品生産経営」

一食品の生産経営の許可制度の実施(同法29条)

一食品の入出荷の記録の義務付け(同法39条)

- ・「製品品質法」(全人代常務委員会2000年9月1日公布)
- ・「食品生産加工企業品質安全監督管理方法」(質検総局2003年7月18日公布)
 - 一食品生産のためには主管行政庁の許可を受ける必要(同方法4条、9条、11条)
 - 一食品の出荷のためには検査に合格してQSマークをつける必要(同方法34条、36条、39条、40条)
- ・各種食品衛生規章、食品衛生基準の適用
「新資源食品管理方法」、「食品添加物新品種管理方法」、「保健食品管理方法」、「調味品衛生管理方法」、「食糖衛生管理方法」、「酒類衛生管理方法」、「食品用プラスチック製品および原材料衛生管理方法」

32

食品流通・飲食過程での管理

食品安全法第4章「食品生産経営」

一食品流通・飲食業の許可制度の実施(同法29条)

- ・流通領域食品安全管理方法(商務部2007年1月19日公布)
 - 一 中国国内の食品流通過程での食品安全に関する業界管理は商務部が責任を負う(同方法2条)。
 - 一 市場(卸売り市場、集贸市场、スーパー、デパート、コンビニ等)は利用業者に対する管理制度の導入等が必要(同方法7条)。
 - 一 現場製造食品、ばら売り食品、生鮮食品については食品安全施設の設置等の条件を満たすことが必要(同方法第9条)。
 - 一 商務部門は市場の巡回、監督検査を行う(同方法第10条)。
- ・「飲食サービス食品安全監督管理方法」(衛生部2010年5月1日施行)
- ・「飲食サービス許可管理方法」(衛生部2010年5月1日施行)
- ・各種食品衛生規章・食品衛生基準の適用
「飲食業食品衛生管理方法」、「街頭食品衛生管理方法」、「消毒管理方法」、「食品包装用原紙衛生管理方法」、「食品用ゴム製品衛生管理方法」、「アルミ製食器器具容器衛生管理方法」、「陶磁器食器器具容器衛生管理方法」

33

輸出入過程での管理

食品安全法第6章「食品輸出入」

一輸入業者に食品の輸入・販売の記録を義務付け(同法67条)

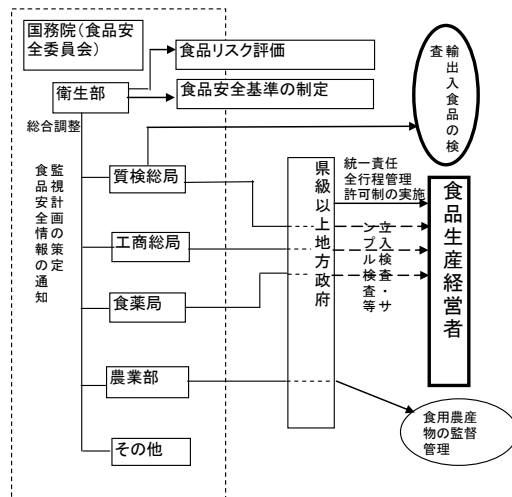
- ・「輸出入商品検査法」(全人代常務委員会2002年4月28日公布)
 - 一 輸出入食品検査の根拠法であり基本法
 - 一同法の規定により作成された目録に記載された品目は所要の検査を受ける必要(同法4条、5条)
- ・「輸出入動植物検疫法」(全人代常務委員会1991年10月30日)
- ・「輸出入動植物検疫法实施条例」(國務院1996年12月2日)
- ・「輸出入食品ラベル管理方法」(質検総局2000年2月15日公布)
- ・「輸出入品質認証認可管理方法」(質検総局2001年3月7日公布)
- ・「輸出入商品抜取検査管理方法」(質検総局2002年12月31日公布)
- ・「輸出入港湾食品衛生監督管理規定」(質検総局2006年3月1日公布)
- ・「輸出食品生産企業登録管理規定」(質検総局2011年6月21日公布)

34

V 食品安全制度の実施・検査体制

35

食品安全法の実施体制と行政組織



食品安全法の実施体制と行政組織
資料:筆者作成

36

食品安全委員会

日中食品安全委員会の比較

	食品安全委員会(日本)	食品安全委員会(中国)
根拠	食品安全基本法第22条	食品安全法第4条
設置機関	内閣府	国务院
主要業務	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全の基本施策に関して内閣総理大臣に意見提出 ・食のリスク評価(食品健康影響評価)の実施 ・食品安全に関する重要事項の調査審議(食品安全基本法第23条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全に関する情勢の分析、食品安全業務の手配・総合的指導 ・食品安全の監督管理に関する重要施策の提出 (「国务院食品安全委員会の設立に関する通知」国务院2010年2月6日)
機関の性格	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全に関する内閣総理大臣の諮問・調査機関 ・食品安全のリスク評価機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全の国家指導機関 ・食品安全業務の総合的調整機関 [中国では食のリスク評価およびリスク管理はともに衛生部が中心となって行う(食品安全法第4条)。]
構成	<ul style="list-style-type: none"> ・委員7人(委員長1人、副委員長1人、委員5人・いずれも食品安全の専門家) ・12の専門調査会が設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・主任(李克強) ・副主任(回良玉、王岐山) ・委員15人(いずれも衛生部、農薬部、工商総局、質検総局等の食品安全関係行政部局の長またはそれに準ずる者)

37

衛生部

- ・ **食品安全の総合調整機関**
 - － 「国家食品薬品监督管理局主要職責、内部組織および人員編成規定」(国务院弁公庁2008年7月10日)による。
- ・ 食品安全法に基づき全国の食品衛生業務を主管
 - － 食品衛生関係業務の主管課は衛生法制・監督司食品化粧品監督管理处
- ・ 食品衛生業務の多くは次の組織で実施
 - 衛生部衛生監督中心→食品衛生監督業務
 - 中国疾病予防控制中心→食品のリスク評価
- ・ 衛生部の地方組織として直轄のものはない。ただし各級地方政府に系列の組織が設置されている。

38

国家食品薬品监督管理局(食薬局)

- ・2003年3月に旧国家薬品监督管理局を基礎に食品安全行政の総合調整機関として設立されたが、「国家食品薬品监督管理局主要職責、内部組織および人員編成規定」(国务院令2008年7月10日)によって、**衛生部が管理する国家局として再編**。
- ・食品安全業務は、もともと食品安全協調司および食品安全監察司の二つの部署で実施されていたが、組織体制が弱体で、関係部局の総合調整機能は十分に果たせていなかった。
- ・再編後の食品安全関係部局
「食品安全監管司」に再編統合
 - 一 許可基準等は衛生部が作成し、食薬管理局は許可、監督業務等を担う。

39

国家品質監督検査検疫総局(質検総局)

- ・2001年4月、旧国家輸出入検査検疫局と旧国家品質技術監督局とが合併して設立
 - 一 次の業務を所掌
 - ・製品の品質、計量、輸出入商品の検査、輸出入衛生検疫、輸出入動植物検疫、基準化等に関する業務
 - ・食品生産加工企業の品質安全に係る監督、輸出食品生産企業の登録管理に関する業務
- ・中国の**食品安全関係行政機関の中では最も有力**
- ・全国に**35の直属検査検疫局**を設置
 - 一 各省・市・自治区(31)および寧波、アモイ、深圳、珠海に設置
 - 一 各直属検査検疫局は下部組織として海陸空の貿易地および貨物集散地に必要な検査検疫局を設置。

40

農業部

- ・農作物の栽培、畜水産物の飼養・増殖等、**農畜水産業の生産過程における食品安全に係る業務を主管**
- ・農薬、肥料、動物用医薬品、飼料、魚薬、魚餌等の農畜水産物投入物資の審査、承認、規制等
- ・国内の動植物検疫→質検総局との密接な連携の下に実施
- ・食用農産物品質検査の実施
- ・衛生部と同様、直属の地方組織はないが、各級地方組織に系列の組織が設置されている。
- ・農業普及組織の取組も地方によってまちまち。
 - 一 普及員のレベルには大きな地域格差があり、農薬使用等の面でも十分に機能していない。

41

その他の行政組織

- 国家工商行政管理総局
市場での取引秩序の維持。偽造劣悪食品の摘発等。
- 商務部
農林水産物、食品の**国内流通管理**。
- 環境保護部
汚染物資の排出に関する監督、規制。
- 科学技術部
食品安全技術に関する政策策定、研究支援。
- 公安部
- 海関総署

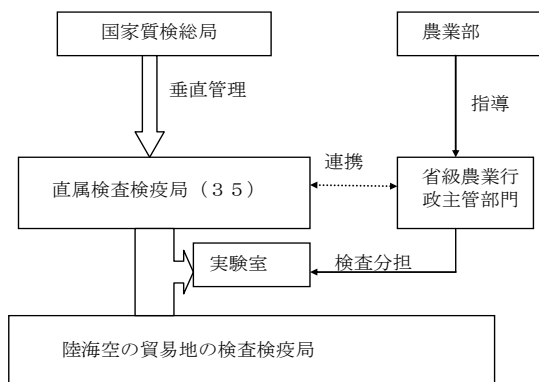
42

検査体制(輸出入)

○検査体制の二重基準

輸出入検査は中央直轄(垂直管理)で充実

輸出入食品安全検査体制

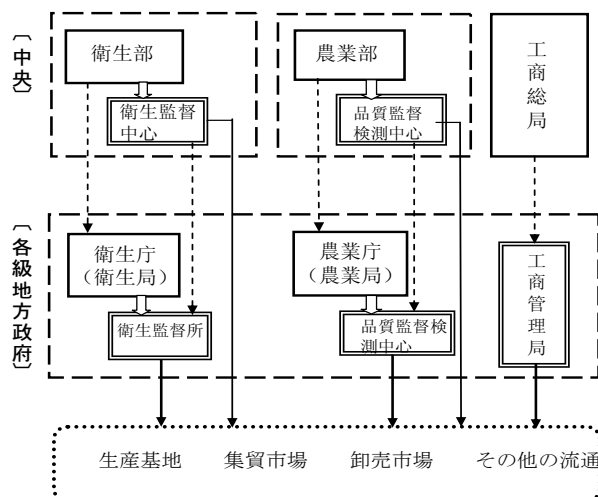


43

検査体制(国内)

国内は地方依存

国内の食品安全検査体制



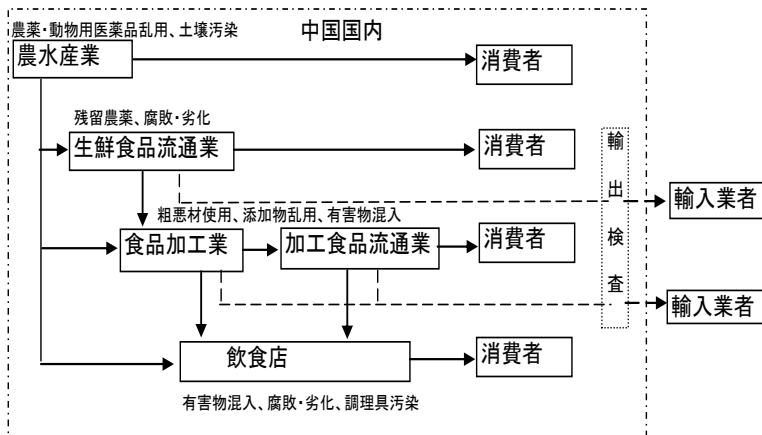
44

VI 中国の食品安全の課題

45

食品流通ルート複雑化と食品安全問題の増加

- 流通ルートの複雑化と加工食品の増加とともに、食品安全上の問題も多様化
 - ―国内の検査体制は不十分。今後各段階で具体的にどのような検査監督を行うのか。
 - ―中国から安全な食品の輸入を確保する上で、輸入業者の役割は重要



46

企業モラルの維持・向上

- ・食品は信用財としての性格。消費者が食品の品質を確認することは困難であり、生産者、食品企業の信頼性に依存。
 - － 信用財は不正行為が露顕しにくく、企業モラルの低下を招きやすい。
 - － 生産者、食品企業の食品安全意識が低い場合にも問題は発生。
 - － 生産者、食品企業に対する十分な監視が不可欠。監視のないところでは容易に不正が発生。
 - － トレーサビリティは食品生産過程の透明性、表示の適正性等を確保する上でも重要な手段。ただし、中国では全体として企業の自主性に乏しく、実施の程度は不十分。
 - － 中国での企業モラルの維持のためには、行政と企業の分離、適正な検査・監督、適正な社会的監視・報道等が求められるが、それは可能なのか。

*財の分類

探索財 (search goods)・・・購入前に品質チェック等により品質が把握できる財 (自動車を試乗して購入する等)

経験財 (experience goods)・・・購入した後に品質が確認できる財 (食べた後で味がわかる果物等)

信用財 (credence goods)・・・事後的にも品質が特定できない財 (食品添加物が含まれている食品等。直ちに影響は表れない。)

47

食品安全意識の向上と消費者による食品監視の実施

- ・1国の食品安全の水準は、その国の**国民の食品安全意識の水準**と密接不可分の関係
 - － 中国の都市部では消費者の食品安全に対する関心は高まっている。
 - － 農村部では衛生観念の普及に遅れ。
 - － 農薬、動物用医薬品等の知識の欠如。農業普及組織はあっても十分に機能していない。
 - － 企業の**環境保全に対する意識が希薄**。土壌汚染等の深刻な問題の発生。
- ・食品の安全の確保のためには、**政府の指導、企業の自覚、消費者の監視**という3つの要素が三位一体的に機能することが必要
 - － 中国では共産党の指導下で政府と企業が一体となっていることが多い。
 - － 中央政府の指導はあっても、現地政府の段階では徹底しないことがある。
 - － 消費者には政府、企業を批判するという自由は与えられていない。
 - － 企業はモラルハザードに陥りやすい。

48

中国の食品安全問題と日本(おわりにかえて)

- ・中国の食品安全問題は、**体制的、社会的な問題を背景**としており、**短期間で**の解決は困難。
 - ・企業(または政府)に対する**消費者からの批判の制限**は、**企業モラル低下**の大きな原因。
 - ・また、食品事件に関する**報道の制約**は中国における**食品安全意識の向上**を妨げるもの。
-
- ・中国から輸入する食品については、**生産過程について適正な管理**がなされ、**生産履歴についての透明性が確保された**ものであることが必要。
 - － 中国国内で一般に流通しているものの**安易な輸入**は禁物
 - － **輸入業者の責任**は重大。価格や量的充足よりも国民の健康が優先することは論を待たない。
 - － **日本人の食の安全は日本人が守る**ほかはない。